野木中学校規約第2号

野木町立野木中学校部活動規約

(趣旨)

第1条 この規約は、部活動の設置や廃部、地域移行について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 野木町立野木中学校に設置する部活動は別表1のとおりとする。
- 2 別表に掲げる部活動以外新たな部活動は設置しない。
- 3 部活動には、最低2名の担当教職員(以下「顧問」という。)をつけるものとする。ただし、教職員の配当数の関係で2名つけられない場合は1名とする。

(廃部)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する部活動、あるいは該当する部活動の男子部又は女子部については、次年度新たな部員を募集するかどうかについて職員会議で協議するものとする。
 - (1) 年度の5月1日現在で1年生の入部がない、あるいは極めて1年生の入部数が少ない場合。
 - (2) 年度を通して学校単独でチームが組めない状況がある、あるいは団体戦の最小登録者数を超えない状況がある場合。
- 2 校長は、職員会議で協議した結果について、野木町立小中学校運営協議会規則(平成30年野木町教育委員会規則第5号)第3条に規定する野木中学校運営協議会及び野木町立野木中学校PTA会則第12条第2号に規定するPTA本部役員会に報告の上意見を聴取するものとする。
- 3 校長は、前項の意見を受けて該当部活動の廃部について検討し、その結果 を教職員及び野木中学校運営協議会委員並びにPTA本部役員に報告するも のとする。
- 4 校長は、該当部活動の廃部を仮決定した場合、該当部活動の保護者会を開き説明するものとする。なお、保護者会には、別表2に掲げる者が参加するものとする。
- 5 校長は、保護者会での説明の後、該当部活動の廃部について正式に決定す るものとする。
- 6 校長は、該当部活動の廃部決定後、野木中学校保護者及び小学6年生保護者並びに下都賀地区中学校体育連盟事務局等(以下「関係者等」という。) に通知するものとする。

- 7 廃部となった該当部活動の顧問は、該当部活動の全部員が引退するとともに、他の部活動に異動するものとする。
- 8 廃部になった該当部活動は、第2条第1項の別表1より除くものとする。 (地域移行)
- 第4条 校長は、地域クラブ活動に移行することが決定した該当部活動がある場合は、関係者等に通知するものとする。
- 2 地域移行した該当部活動の顧問は、他の部活動に異動するものとする。
- 3 地域移行した該当部活動は、第2条第1項の別表1より除くものとする。 (補則)
- 第5条 この規約は、生徒数や教職員数の増減、部活動の地域移行の進捗等の 状況が変化した場合に適宜見直すものとする。
- 2 この規約に定めるものの他必要な事項は、部活動全体計画に定める。 附 則
 - この規約は、公布の日より施行するものとする。

別表1

別衣 1	
野球	
ソフトボール	
サッカー	
ソフトテニス (男子部・女子部)	
卓球(男子部・女子部)	
陸上競技	
剣道 (男子部·女子部)	
柔道部(男子部・女子部)	
弓道(男子部・女子部)	
水泳(男子部・女子部)	
吹奏楽	
文芸	

別表 2

校長
教頭
該当部活動の顧問
該当部活動の保護者
該当部活動の部活動指導員や外部指導者
その他学校長が必要と認める者